

神皇正統記に就きて

本會研究所員
法政大學教授文學士 星野 日子 四郎

本年は財團法人明治聖德記念學會創立二十年記念として、一文を寄せんことを囑せられた。私は同會創立以來其研究所の一員たりし關係上、誼辭すべからずだ。乃ち尙ほ校勘研究中の神皇正統記に關する私見中一兩節を略述して其責を塞ぐことにした。固より時日と紙幅字數に限りあり、且つ遼豕の見、未定の稿、大方の御教示を得ば幸である。

正統の意義に就きては此書の著者北畠親房公は勿論其精通の宋儒の正閏論より、北朝に對して、芳野朝所謂南朝の正統なるを批判呼號せらるゝにあるも、此文字は既に顯宗元年紀にも元年春正月朔大臣大連等の奏言に「皇太子億計聖德明茂、奉讓天下、陛下正統、當奉鴻緒、爲郊廟主、承續祖無窮之烈、上當天心、下厭民望」云々とあり。しかし是は勿論普通の用法にて、後者の如き特別緊張の場合でなく、且つ後漢順帝紀の文を探りたるに過ぎない。しかし神國の語に至ては、古來幾人も論及したるものあれば、私は此には主として其外交に關係あるものに一寸觸れて見たいと思ふのである。

韓國より夙に我邦を神國、聖王を天皇と認めた事は、神功皇后紀冬十月條新羅王語に、「吾聞東有神國謂日本、亦有聖王謂天皇、必其國之神兵也、豈可舉兵以距乎」とありて白旗を揚げて自ら降服せるを記し、又隋及唐との往復文書にも天皇の號は用ゐられ、又公式令にも大事を蕃國使に宣するの辭には「明神御宇日本天皇詔旨云々咸聞」、次事には「明神御宇天皇云咸聞」といふ規定を設け、特に聖武天皇天平六年（唐玄宗開元二十二年即西暦七三四年）十月入唐大使多治比真人廣成等四船蘇州を發し海中惡風に遇ひ彼此相失し判官平郡朝臣廣成等の一船林邑に漂着するや其翌年十一月唐主の慰問書（名臣張九齡作、曲江集、文苑英華、欽定全唐文等）にも我朝の神國たるを明に認めた。

日本國王主明樂御德、彼禮義之國、神靈所扶、滄溟往來、未會爲患、不知去歲何負幽明、丹墀真人廣成等入朝東歸、初出江口霧斗暗……至林邑國……此等災變良不可測、卿等忠信何負神明、而使彼行人罹此凶害……。

又我朝の三善清行は、「臣伏案舊記、我朝家神明傳統、天險開墾、土壤膏腴、人民庶富、故東平肅慎、北遼高麗、西虜新羅、南臣吳會、三朝來朝、百濟內屬、大唐使驛於焉納貢、天竺沙門爲之歸化；故范史謂之君子之國、唐帝推其倭皇之尊」と謂ひ、特に公に至ては斯書の冒頭第一に

大日本者神國也、天祖ハシメテ基ヲヒラキ、日神ナカク統ヲ傳給フ、我國ノミコノ事アリ、異朝ニハ其タクヒナシ、此故ニ神國ト云也（醍醐寺本）

と痛快明白に喝破せられた。公は其儒佛兩道にも精通せられたるにも拘らず、其皇統の正閏のみならず國體に關しても其中外華夷を辨ぜられたこと此の通りである。されば斯精神徹底して其後南朝の征西府の明國に對する態度は毅然として、足利氏の財物を得んがため奴顏婢膝朱氏の正朔を奉じ其封爵を受くる卑屈外交とは全然其撰を異にした。しかしさすがにひとしく日本人である。足利氏時代に於ても圓頂黒衣の身であり、しかも外交文書の先例彙纂者たる禪僧周鳳すらも之を慨し、其撰「善隣國寶記」に於て其序文正元年(西暦一四六〇)八月十日書に先づ

……或問此記之首、略述神代事何也。曰此方學徒讀震旦書者、知其國山川人物。讀天竺書亦然。吾國雖有六國史等書、而讀者鮮矣、故知本國事者幾希矣。捨近取遠、無乃左乎。今錄兩國相通之事。先當令人知吾國之爲神國之由、故述一二耳、此皆神皇正統記中所載也。其記過半倭字、今改漢字矣。とし、又本文劈頭に正統記を漢譯して

大日本者神國也。天祖創基、日神傳統焉、在神代曰豐葦原瑞穗國、蓋自天地開闢、初有此名矣……或曰倭或曰大倭、皆同訓、邪麻土、如日本大日本同訓。

「右神皇正統記所載大概如此」とし、其他應神天皇二十八年條を始めとし、所々に「神皇正統記曰」として引用して居る。而してさすがに大閣である。秀吉は文祿二年六月廿七日朱印狀を以て明使に告報すべき

條目書中の第一條に

「夫日本者神國也、神即天皇（帝）也、天皇（帝）即神也、全無差……」

と記された。

如斯にして公の國體論即ち神國思想は既に足利時代に於て外交文書を草する人に最要最先の根本意識たるべきこと僧周鳳により認められたる事は、公の南朝を正統とする大義名分論が徳川代に入りて水戸義公に採られたるに遙かに先んじたるは周鳳も亦具眼の豪傑といふべき者である。近來 交の追隨、軟弱卑屈の誚あるも、徒らに歐口米舌の辭令外交事務外交に止まり、腹中吾國は神國にして天皇は神聖に彼の易姓革命禪讓放伐の外國と類を異にするとの確固たる大信念なき爲めにあらざるか。果して然ならば彼等の養成は第一に國史特に神皇正統記を讀ましむるにあらざるか。形式は時代により異なるも大精神、根本思想にありては變るべきものではない。因みに云ふが彼の林羅山の或は「夫本朝者神靈之所挺生而棲舍也、故稱神國、其實號神器、守其大寶、則曰神皇、其征伐則曰神兵、其所用行則曰神道」と曰ひ
神祇寶典序 或は「夫本朝者神國也、神武帝繼天建極以來、相繼相承、皇緒不絕、王道惟弘。是我天神之所授道也」
本朝神社考序 と謂ひ、又山縣大貳の「我東方之爲國也神皇肇基、緝熙穆々、力作利用厚生之道、明々其德、光被于四表者一千餘年、立衣冠之制、設禮樂之教」柳子新論といふも畢竟斯餘響に外ならない。